

# 一般社団法人京都府サッカー協会 登録費徴収規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府サッカー協会（以下「京都府協会」という。）が徴収する登録費について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (登録費の種類)

第2条 京都府協会が徴収する登録費は、次のとおりとする。

- (1) 監督・チーム・選手の登録費
- (2) 審判員・審判インストラクターの登録費
- (3) 公益財団法人 日本サッカー協会（以下「日本協会」という。）・関西サッカー協会（以下「関西協会」という。）・京都府協会の登録費
- (4) 指導者の新規登録費

## (監督・チーム・選手の登録費の額)

第3条 京都府協会が徴収する監督・チーム・選手の登録費の額は、次のとおりとする。（単位：円）

選手は一人当たりの額を示す

種別		区分		日本協会	関西協会	京都府協会	合計
サッカー		監督		2,000	0	0	2,000
	1種社会人	チーム		7,000	5,000	21,000	33,000
		選手		2,000	0	1,100	3,100
シニア	チーム		7,000	5,000	21,000	33,000	
		選手		1,500	0	1,100	2,600
1種学生	チーム		7,000	5,000	21,000	33,000	
		選手		2,000	0	1,100	3,100
1種高専	チーム		7,000	5,000	7,000	19,000	
		選手		2,000	0	400	2,400
2種	チーム		2,500	2,500	7,000	12,000	
		選手		1,000	0	400	1,400
3種	チーム		2,500	1,000	0	3,500	
		選手		700	0	400	1,100
4種	チーム		2,500	1,000	0	3,500	
		選手		700	0	400	1,100
女子	チーム	年齢無制限		7,000	1,000	21,000	29,000
		18歳未満		2,500	1,000	7,000	10,500

			または高・ 中・小学生				
			15歳以下	2,500	1,000	0	3,500
		選手	18歳以上	2,000	0	1,100	3,100
			15歳以上 18歳未満 または高 校生	1,000	0	400	1,400
			15歳未満 または中・ 小学生	700	0	400	1,100
フットサ ル	1種	男子チー ム		3,000	2,000	2,000	7,000
		女子チー ム		3,000	1,000	2,000	6,000
		選手		1,000	0	1,100	2,100
	2種	チーム		2,000	1,000	1,000	4,000
		選手		700	0	600	1,300
	3種	チーム		2,000	1,000	1,000	4,000
		選手		500	0	0	500
	4種	チーム		2,000	0	1,000	3,000
		選手		500	0	0	500

(審判員・審判インストラクターの登録費の額)

第4条 京都府協会が徴収する審判員・審判インストラクターの登録費の額は、次のとおりとする。

審判員

		日本協会	関西協会	京都府協会	合計
サッカー審判員	1級	20,000	3,000	1,000	24,000
	女子1級	12,000	3,000	1,000	16,000
	2級	5,000	1,000	1,000	7,000
	3級(一般)	3,000	500	1,000	4,500
	3級(U-18)	1,000	0	500	1,500
	4級(一般)	2,500	0	1,000	3,500
	4級(U-18)	500	0	500	1,000

	18)				
フットサル審判員	1 級	12,000	3,000	1,000	16,000
	2 級	5,000	1,000	1,000	7,000
	3 級 (一般)	3,000	500	1,000	4,500
	3 級 (U-18)	1,000	0	500	1,500
	4 級 (一般)	2,500	0	1,000	3,500
	4 級 (U-18)	500	0	500	1,000
サッカーインストラクター	S 級	20,000	2,000	2,000	24,000
	1 級	10,000	2,000	2,000	14,000
	2 級	4,000	1,000	1,000	6,000
	3 級	2,000	0	1,000	3,000
フットサルインストラクター	1 級	10,000	2,000	1,000	13,000
	2 級	4,000	1,000	1,000	6,000
	3 級	2,000	0	1,000	3,000

(指導者の新規登録費の額)

第 5 条 京都府協会が、徴収する指導者の新規登録費の額は、次のとおりとする。

審判員

	日本協会	関西協会	京都府協会	合計
日本協会 C 級コーチ	5,000	0	0	5,000
日本協会 D 級コーチ	3,000	0	0	3,000

(登録費の京都府協会への納入)

第 6 条 登録費は、毎年 5 月 31 日までに京都府協会に納入しなければならない。ただし、追加登録された登録費については、追加登録手続き後速やかに納入しなければならない。

(登録費の他団体への納入)

第 7 条 会長は、徴収した日本協会及び関西協会等の登録費は、速やかに納入しなければならない。

(委 任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

**附則**

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 26 年 1 月 25 日 フットサル登録料 改訂
3. 平成 26 年 3 月 17 日 登録費一覧表に合計欄追加 改訂